

人権相談の現場から

債務に関する人権相談

相談

相談者の前夫は、土木建築業を営んでいたが、受注工事数も減少し従業員の給与の支払いも滞る状況になった。やむを得ず、サラ金等の高利の金融会社から借入をしてその場をしのいでいたが、業績は悪化する一方であった。前夫は、相談者に保証人や名義貸しをさせ、現在、相談者には相談者名義のサラ金の返済（負債額は、約10社から400万円以上）が滞っている状況である。業者から毎日のように催促の電話があり、前夫からも3日に一度来ては「金を作って来い」と言われ脅えているという相談。

対応

まず、前夫に対し、事実関係の確認を行い、相談者に対する脅迫行為等をやめるように話をした。また、相談者の収入と生計費ならびに債務等の確認を行い、経済状況を把握して、今後の高利業者への対応は弁護士を紹介し、法的手続きを行うように助言した。なお、相談者が前夫に「二度と会いたくない」と主張していることや、これまでの前夫の行動を考えるとストーカーになりかねない不安があることから、今後も継続的に相談者との連絡を取り合っていくこととした。

～多重債務問題に関して～

多重債務の問題は、「借金問題は必ず解決できる」と考えて、一人で悩まず、まずは相談することが大切です。借金が多額になり債務整理によらなければ解決できない場合の整理方法を紹介します。

方法の選択は、法律専門家（弁護士、司法書士等）と相談し、相談者自身が決めます。

- ①任意整理（裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。）
- ②特定調停（裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。）
- ③個人版民事再生（裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。）
- ④自己破産（裁判所を通じて債務の支払を免責してもらいます。）

※利息制限法への引き直し計算によって過払い金が生じたり、借金が大幅に減額する可能性もあります。

相談窓口

（消費者金融相談窓口）
・大阪府商工労働部金融室貸金業対策課 貸金業相談室
TEL 06-6944-6107

・大阪弁護士会 市民法律センター
TEL 06-6364-1248（予約電話）

・大阪司法書士会 クレジット・サラ金電話相談
TEL 06-6941-5758

・法テラス大阪
TEL 050-3383-5424

・大阪府警察本部 悪質商法110番
TEL 06-6941-4592

（配偶者等からの暴力（DV）問題）
・大阪府女性相談センター
TEL 06-6725-8511

・大阪府立女性総合センター
TEL 06-6946-7890

・大阪府立中央子ども家庭センター
TEL 072-828-0277
（※各子ども家庭センターに相談窓口あります。）

・大阪府警察本部
（ストーカー被害相談：ストーカー110番）
TEL 06-6937-2110
（性犯罪相談：ウーマンライン）
TEL 06-6941-0110

（2009年3月現在）